

横浜市からのお知らせ

Q 法人市民税について教えてください。

A 以下のとおり。

法人市民税の申告書提出・課税に関するお問い合わせは**横浜市法人課税課**へお願いします。

- 法人市民税は、法人の収益に応じて計算される「法人税割」と、法人の規模に応じて課される「均等割」を合算し算出します。
- 法人が定める事業年度終了後2か月以内に、法人が自ら税額を計算し、申告してその税額を納めます。
- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、申告書及び届出書に国税庁から通知された「法人番号」の記載が必要となりました。
法人市民税申告書・・・平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告書から
法人設立・開設届出書、
事業年度・納税地・その他の変更異動届出書・・・平成28年1月1日以後に提出する届出書から
*法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、個人番号と異なり、原則として公開され、どなたでも自由に利用できます。
- 横浜市では、法人市民税の電子申告・電子納税がご利用いただけます。この機会に是非、ご利用ください。

法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市財政局法人課税課 法人市民税担当 〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階
電話：045-671-4481
受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。

eLTAXのご利用開始・利用方法に関するお問い合わせ先

eLTAXヘルプデスク

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

電話：0570-081459(ハイシンコク) IP電話やPHSからは03-5500-7010

Q固定資産税の「縦覧」とはどんな制度ですか？

A 固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者ご本人が所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かを確認できる制度です(無料)。

▽期間 4月3日(月)から5月1日(月)まで(予定)[土・日・祝日を除く]

▽時間 8時45分から17時00分まで(予定)

▽場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口

▽縦覧できる方 固定資産税の納税者及びその代理人など

▽必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

[例 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など]

※顔写真付きでない場合は、2種類必要です(納税通知書と健康保険証など)。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)